

令和3年9月29日

保護者の皆様

府中市教育委員会

### 緊急事態宣言解除後（10月1日以降）の教育活動について

日頃から本市の教育活動に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

このことについて、9月30日をもって政府による緊急事態宣言が解除されることになりましたが、解除後についても引き続き感染再拡大を防ぐための取組の徹底が求められているところです。

つきましては、各市立学校において、当面の間、学校における感染の発生や感染拡大のリスクを低減するため、下記のとおり、基本的な感染症対策を徹底してまいります。

本市の対応について、御理解いただくとともに、保護者の皆様におかれましても御家庭における感染症対策の徹底に御協力くださいますようお願いいたします。

#### 記

##### 1 感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い活動の取扱い

感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動（「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」を伴う活動）は、できる限り避けるとともに、実施する場合は、換気、身体的距離の確保や手洗い、回数や時間を必要最小限に絞るなどの感染症対策を行った上で実施します。

##### 2 校外学習等の取扱い

以下の点を踏まえ、実施の可否、内容、方法、代替策、参加できない児童・生徒への対応などを検討します。

なお、校外学習（宿泊学習を除く）の実施に当たっては、公共交通機関を利用する場合は、その活動範囲を都内に限定します。また、貸切バス等を利用する場合は、その活動範囲を都内及び隣接県とします。

- (1) 校外学習等における感染防止対策（感染予防の行動、手洗いや咳エチケット、バス等の乗車中や食事時の会話を控える等）の事前指導を徹底します。
- (2) 同居の家族も含め、児童・生徒の実施前の健康観察を徹底し、保護者への事前説明会や参加確認書の文書等を通して、発熱・体調不良者の参加は認められないことを確実に周知する。
- (3) 当日の出発前に、家庭及び学校で児童・生徒の体調確認（体温、体調チェック）を行う。発熱等の体調不良の場合には、参加を認めない。
- (4) 実施中の体調不良者の発生等の場合に、組織的な対応ができるよう、対処方法や、救急及び緊急連絡体制を確認する。
- (5) 食物アレルギーや既往症等、健康上配慮を要する児童・生徒の参加について、学校は、保護者に対して、事前に主治医の指示を受けたうえで担任に相談するなど、事故の未然防止の徹底に向けた協力依頼を行う。
- (6) 宿泊行事については、別紙「令和3年度府中市立学校における宿泊行事の実施について」のとおりとする。

### 3 保護者会等の開催の取扱い

- (1) 保護者会を開催する場合には、保護者席の間隔を少なくとも1～2メートル確保したり、オンラインで開催したりするなど、感染症対策を徹底するとともに、保護者が安心して参加できるよう事前に内容・方法及び所要時間等を連絡するようにします。
- (2) 学校公開について、日程や時間帯等で分けるなど、保護者等の参観をできる限り分散し、教室内の密を避ける工夫をした上で実施します。

### 4 体育的行事及び文化的行事の取扱い

体育的行事及び文化的行事については、令和3年8月23日付「運動会等体育的行事における感染症対策等の徹底について」及び令和3年9月15日付「文化的行事における感染症対策等の徹底について」に基づいて実施します。

### 5 小・中学校における部活動の取扱い

取扱いの詳細は、別紙「緊急事態宣言解除後（10月1日以降）の部活動の取扱いについて」のとおりとします。

### 6 学校と家庭との緊密な連携による感染防止策等の徹底

#### (1) 家庭における感染症予防策の徹底のお願い

家庭内での感染を防ぎ、外から校内にウイルスを持ち込まないために、次の基本的な感染症予防策の実施と、児童・生徒等に発熱等の症状がある場合、同居家族に発熱やPCR検査を受けるなどの感染疑いがある場合には、無理をして登校しないことを改めてお願いします。

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）の徹底
- 毎朝検温、健康観察の実施
- 十分な換気の実施
- 手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）の消毒及び清掃

#### (2) 新型コロナウイルスへの感染が不安な場合

これまで同様、感染予防のために欠席する場合は欠席扱いとしないなど、学校として可能な配慮をしてまいります。お子様を登校させるに当たり、新型コロナウイルスへの感染が不安な場合などは、各学校へ御相談ください。

なお、発熱等の体調不良の場合は、かかりつけ医等に御相談いただくとともに、同居する御家族を含め、新型コロナウイルス感染症の疑い等が生じた場合には、速やかに各学校へ御連絡くださいますようお願いいたします。

### 7 その他

今後、国や東京都の要請等により本通知の内容に変更が生じた場合は、別途通知します。

[問合せ]

(市の対応等について)

府中市教育委員会教育部指導室

Tel 042(335)4063

(学校の対応等について)

府中市立府中第十中学校

Tel 042(576)7227